平成２７年（フ）第７２１号
京都府向日市物集女町五ノ坪２番地の１　グランパール202
債務者　河田由美子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７２３号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ13―201
債務者　田中　拓也
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４７号
京都市南区唐橋平垣町24番地　市営八条団地５棟505
債務者　岸岡　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４９号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11－７棟204号
債務者　吉丸　昭**隆**
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
兵庫県尼崎市額田町18番11号福コーポ　Ｉ－204号
債務者　渡口　芳夫
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４３３号
兵庫県芦屋市月若町６番12―302号、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町４番６―203号
債務者　大谷ゆう子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町11番８―205号
債務者　前川　峰雄
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５４号
兵庫県西宮市小曽根町３丁目１番31―203号、前住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目13番18号
債務者　倉冨　貴征
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６３号
奈良市西九条町２丁目６番地の12　フィオーレ202号
債務者　今川　国子（旧姓寺沢）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２３２号
奈良県桜井市大字阿部310番地の１　503号室
債務者　川田　一馬
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８５号
鳥取県鳥取市面影１丁目13番２―403号　県住５―403号
債務者　井口千寿子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷358番地（旧住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕2540番地１町住Ｃ－２号）
債務者　吉田真理子（旧姓端野）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第７６号
鳥取県米子市両三柳4573番地12、前住所鳥取県米子市河崎3491番地（アルドール205号）
債務者　藤原　光春
1　決定年月日時　平成27年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１７７号
愛媛県松山市鷹子町619番地１　グリーンピア鷹子101号、住民票上の住所愛媛県松山市鷹子町619番地１　101号
債務者　江藤久美子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８３号
愛媛県松山市太山寺町893番地３
債務者　忽那　光男
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８４号
愛媛県松山市太山寺町893番地３
債務者　忽那美代子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９２号
愛媛県伊予郡松前町大字浜501番地２　大武マンション301号
債務者　森**脇**　善紀
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
松山地方裁判所民事部